

# 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のお知らせ

## ■ 減額される対象となるサービス

訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)、特別養護老人ホーム等

## ■ 軽減の対象となる方は、次の1、2、3のいずれかに該当する方です。

軽減の対象となる方	自己負担割合 (食事代・居住費除く)	食事代 居住費
1 老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が市町村民税非課税である方	50%	50%
2 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑤の全てに該当する方 ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ② 負担能力のある親族等に扶養されていないこと (市町村民税課税者の扶養親族でないこと) ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他の日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ④ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	25%	25%
3 生活保護受給者の方		100% (居住費のみ)

## ■ 軽減の適用を受けるには、申請が必要です。

サービスを受けるときに「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を提示すると、対象となる費用が軽減されます。

## ■ 申請に必要なものは、下記のとおりです。

1. 社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書(様式第1号)
2. 収入申告書(様式第2号)
3. 世帯全員分の年金振込通知書
4. 世帯全員の年金振込通知書源泉徴収票や収入状況が確認できる書類
5. 世帯全員の預貯金の通帳や証書  
(コピー可。ただし、名義や直近1年間程度の明細がわかるもの)
6. 固定資産税納税通知書など、資産の状況が確認できる書類
7. 介護保険被保険者証
8. 医療保険被保険者証

※ 西予市の公簿等において確認することができる場合は、当該書類の添付を省略します。

## ■ 詳しくはお近くの西予市役所(各支所)の担当窓口までお問い合わせください。

<連絡先>	本庁	長寿介護課	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	電話:0894-62-6406
	明浜支所	生活福祉課	西予市明浜町高山甲3657番地	電話:0894-64-1282
	野村支所	生活福祉課	西予市野村町野村12号619番地	電話:0894-72-1113
	城川支所	生活福祉課	西予市城川町下相495番地	電話:0894-82-1115
	三瓶支所	生活福祉課	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	電話:0894-33-1313